

部分払に関する特約条項

甲及び乙は、部分払に関し、次の特約条項を定める。

(部分払)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところにより、乙に代金の一部を支払うものとする。

(部分払の限度額及び回数)

第2条 確定契約にあつては既納部分の10/10、既済部分については9/10を限度として支払うことができる。

2 概算契約にあつては、既納部分又は既済部分の9/10を限度として支払うことができる。

なお、この計算要領は、次により行うものとする。

(1) 製造請負契約にあつては、一般契約条項第3条に基づき、甲は乙から提出される品目単価表を確認し、これにより計算するものとする。

(2) 役務請負契約にあつては、契約締結後、甲は速やかに契約金額の範囲内で乙から提出される概算単価を確認し、これにより計算するものとする。

3 部分払は、予算の範囲内において行うものとし、予算に達しない場合は、必要に応じ、所要の処置を執るものとする。

4 部分払の支払回数は、 回以内とし、支払希望日の15日前までに申し出るものとする。ただし、技術援助作業、調査等の役務及び技術員の駐在に関する契約についての支払要領は、次によるものとする。

第 回 令和 年 月 日までの既済部分

第 回 令和 年 月 日までの既済部分

第 回 令和 年 月 日までの既済部分

第 回 令和 年 月 日までの既済部分

(部分払金額の請求)

第3条 乙は、部分払の支払を受けようとするときは、前条の定めるところにより、支払請求を行うものとする。

なお、請求の内訳に、「第 回分 E A」等と明記し、当該契約の支払の状況を明らかにするものとする。

(差額の支払及び過払金の返納)

第4条 契約金額が確定した場合には、甲が乙に既に代価の一部を支払っている場合において、当該支払金額が確定金額に満たないときは、甲は、乙にその差額を支払うものとし、その時期は最終支払のときとする。

2 当該支払金額が確定金額を超えるときは、乙はその差額を甲の指示する返納期限までに返納しなければならない。

(過払額における利息の追加)

第5条 乙は、別に指示された期限までに差額を返納しないときは、その期限の終了した翌日から返納する日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息を付して甲に返納しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 性質上、不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その際に契約物品の所有権は甲に移転するものとする。

2 前項に定める契約物品に係る損害負担及び危険負担については、一般契約条項の定めるところを変更するものではない。